

2008年3月31日

林野庁長官 辻 健治 様
北海道森林管理局长 山田 壽夫 様
檜山森林管理署長 飯塚 充由 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

国有林野における治山ダムに関する再質問書

私たちは、昨年2007年10月31日、標記に関して13項目の質問を含む質問・意見書(本文5頁と附図)を貴職に提出しました。それに対して、檜山森林管理署飯塚署長より2008年3月4日付けの回答(本文1頁)をいただきました。しかし、この回答は、私たちが質問した13項目に対してほとんど答えないまま、簡単な文章で貴職の立場だけを主張され、また、誤りや科学的に証明されていない内容に満ちております。したがって、私たちは、貴職が質問に対してまったく回答していないと判断します。ここに、その理由を説明しながら、昨年の質問・意見書に対して質問項目ごとに回答されますよう、改めて要望いたします。

1. 誤りや科学的に証明されていない内容を含むと判断される回答に対して、改めて、真摯な回答を求めます

(1) 貴職の回答1において、治山ダム設置の理由として「・・・地域住民等の要望から土砂流出の防止と海域の漁場の保全等に対する懸念が出されたことから・・・」と書かれております。

私たちは、前回の質問1～5において、林道崩壊・土砂流出の現状把握と治山ダムの必要性などに関して科学的根拠や具体的資料を示していただくことを求めました。したがって、貴職の回答1は、治山ダム設置の理由を地域住民等の要望に責任を転嫁したまま、みずからの科学的根拠や具体的資料を明らかにしておりません。質問1～5について、改めて、回答を求めます。

(2) 貴職の回答2において、「林道については、法面が花崗岩類であるため、一部で風化したマサ土の堆積が見られますが、これは表面の風化により生じたものであり、法面が深層崩壊を起こしたものではありません。また、マサ土が直接、溪流内に落ち込んでいるという状況も見られないところです。」と書かれております。

この点について、前回の質問・意見書では、人住内川上流部における地質として、二の沢左岸側がマサ土となりうる花崗岩類(花崗閃緑岩)からなるが、一の沢など大半の地域が海底火山噴出物である凝塊角礫岩や溶岩など花崗岩類より脆い地質からなり、しかも一の沢上流は地滑り地帯とされていることを科学的文献に基づいて述べました。以上の異なる地質からなり急峻な地形を呈する人住内川上流部において、そこに設けられた林道の崩壊が土砂供給源と考えられたので、現状把握や林道崩壊を防ぐ方策などについて説明を求めました。私たちの観察によると、現在の林道崩壊は、多くが一の沢上流で生じております。

したがって、貴職の回答は、科学的根拠や私たちの観察結果と大きく食い違い、地質・地形の専門家による科学的根拠に基づかない「大きな誤り」と判断せざるをえません。回答2に関して、もしも貴職に別の明確な科学的根拠があるのなら、前回の質問13項目に加えた項目として、新たに資料提示を伴う回答を願います。同時に、回答の中にある「平成10年の集中豪雨時に稜線付近の崩壊による土石流」は、一の沢と二の沢のいずれの沢の上流であったのか、回答願います。

(3) 貴職の回答3において、「下流の民有林区間の中に2m～3m程度の自然の落差等、遡上を阻害する要因が複数あり、生息するマス類は陸封型であると考えているところです。」と書かれております。

私たちは、遡河回遊魚であるマス類が治山ダム設置によって回遊が妨げられると将来的に遺伝的な障害などが生じ、当該河川における絶滅が危惧される問題を指摘しました。それに対する上記の回答は「陸封型であると考えている」と反論されておりますが、マス類が多少の落差があっても増水時に生じた様々な流れを遡上するという他地域の事実から、貴職の反論は軽率な結論であると大きな疑義が生じます。したがって、貴職の回答に関する科学的根拠・調査結果について、詳細かつ明確な資料によって説明を願います。もしも科学的根拠がない場合は、前回の質問4と8に関連して、専門家による魚類調査を早急に行われますことを求めます。すでに、前回の質問4において河川生物の現状調査を行ったのか、質問8においては魚類の現状調査を行う予定があるのか、それぞれ質問しておりますので、上記回答に関する科学的根拠・調査結果の提示、あるいは今後の魚類調査と合わせて、質問4と8についてご回答ください。

2. 前回の質問・意見書における質問13項目について、改めて、現地の森林管理署だけではなく、林野庁ならびに北海道森林管理局の真摯な回答を求めます。

私たちが昨年質問・意見書に掲げた質問項目は、貴職が主張する「国有林の公益的機能」ならびに「森林の多面的機能」のうち、その重要な機能である「生物多様性保全」の重視とまったく一致しない現状について問題視しましたので、現地の森林管理署だけではなく、林野行政全般にかかわる問題です。したがって、改めて、森林管理署はもちろんのこと、林野庁ならびに北海道森林管理局から、13項目すべてに関する真摯な回答を求めます。

私たちは先に、(1)人住内川の現状認識に関する具体的な質問(質問1～5)、(2)人住内川の今後に関する具体的な質問(質問6～9)、ならびに(3)治山ダム全般に関する意見と質問(質問10～13)を提出しましたが、これらについて、改めて、(1)と(2)については特に檜山森林管理署と北海道森林管理局から、(3)については特に林野庁からの回答を求めます。

今回の森林管理署による「ダム上流部の区間は地形が急峻で、かつ、水量が少なく魚類には厳しい生息環境にあること等から、現状ではダムの改修等は考えていないところです。」との結論的回答だけでは、上記の(1)と(2)に関して科学的根拠を示さず説明不足ですので、恣意的な回答と判断できます。このままでは、貴職みずから、貴職が重視する公益的機能・多面的機能重視の観点から大きな問題となる現状をまったく見ようとしないことになり、貴職は、人住内川流域に限らず、国有林の生物多様性保全を考えていないと判断します。昨年の質問・意見書で述べましたように、実際、人住内川のアメマスは、生息域に多数の治山ダム建設によって分断されたことから、近い将来、その影響が顕在化することが危惧されますので、貴職におかれては、私たちの質問に真摯に答え、早急に対策を講じることが必要と考えます。

また、(3)についてはまったく回答されておられませんので、貴職は、開かれた国有林としての説明責任をまったく果たしていないと判断します。この再要望書は、前回の質問・意見書と共に、貴職が果たすべき林野行政に関する重大な問題に関しますので、ここに、改めて、貴職三者からの真摯な回答を望みます。

なお、ご回答は、すでに提出した質問項目が大半ですので、2008年4月末日までに、北海道自然保護協会(〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目、加森ビル5(6階)、TEL&FAX: 011-251-5465)宛てにいただけますよう、宜しく願います。